

◆第74号議案

市民派クラブの中西智子です。

第74号議案 令和3年度(2021年度)箕面市一般会計補正予算について、
質疑いたします。

本件は、低所得世帯に対する、「子育て世帯生活支援特別給付金交付事業費」・
1億3,162万7千円と、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費」
1億3,668万円を追加補正するものです。

いずれも財源は10分の10の国庫補助となっています。

まず1点目の低所得のふたり親世帯への生活支援特別給付金についてお伺い
します。

① 対象児童数の試算についてですが、

2,357人という対象児童数は、国の試算によるとのことですが、何をもとに試
算されたものでしょうか。基礎自治体である箕面市からの情報提供はなされてい
たのでしょうか。

答弁①

(答弁者：子ども未来創造局担当部長)

ただいまの中西議員さんのご質疑に対しまして、ご答弁いたします。

まず、1点目の「対象児童数の試算について」ですが、厚生労働省が世帯年収の
分布やコロナ禍における所得の動向に係る聞き取り調査を基に、給付金の全国ベ
ースの所要額、支給対象世帯数及び支給対象児童数を算出した数字と、市が年3
回報告している「令和元年度児童手当支給状況報告」の数字をもとに厚生労働省
が算出しています。なお、本件の試算に際して、特別に市から情報提供したもの
はありません。

②支給対象者について、

今回の特別給付金は、ふたり親世帯を対象にしたもので、児童1人あたり一律5万円が支給されますが、所得要件があり、市民税均等割りが非課税であることが条件となっています。およそ、どれくらいの収入の世帯が対象になると考えればよいでしょうか。

答弁②

次に、2点目の「支給対象者について」ですが、家族人数や年齢にもよって異なるため、一概に申し上げられませんが、夫婦と子ども1人の3人世帯の場合は年収2,057千円が非課税相当限度額となります。

③事務体制について、お聞きします。

市民税均等割の非課税世帯を抽出するための事務処理の流れはどのようになるのでしょうか。

会計年度任用職員の報酬として338万3千円が予算に含まれていますが、どのような事務体制が組まれるのでしょうか。煩雑な事務作業が想定されますので、通常業務への支障や職員の過重労働にならない体制を求めての質問です。

答弁③

次に、3点目の「事務体制について」ですが、まず、事務処理の流れとしては、児童手当と特別児童扶養手当の受給者で令和3年1月1日時点で本市にお住まいのかたは一律に支給します。交付申請が必要な方はその都度、非課税に該当するかどうかを市税務情報から確認します。1月1日には他市にお住まいであった方は、マイナンバーを利用し、国の情報連携システムにより、当該市に対し、非課税かどうかを照会して情報を得ることとなります。

これら事務の執行体制ですが、主に今回の個別通知等の発送等に会計年度職員を充てる予定です。なお、児童手当システム、特別児童扶養手当システム等を最大限に活用し、業務の簡素化と支給の迅速化を図ります。

④周知方法についてお聞きします。

今年度、児童手当や特別児童扶養手当を受給している方、出産されて認定を受けておられる方は申請が不要ですが、中学を卒業した15歳から18歳までの養育者や、今年になって「家計が急変」した方などは申請が必要とのことでした。

このとりわけ申請が必要な方々への周知が大切であると考えます。市のホームページや広報紙「もみじだより」に掲載いただくことになってはいますが、当事者の方が、より多くのチャンネルから情報を得られるように、SNSの活用や福祉関連への情報提供、公共施設や医療機関などでのポスター掲示、学校の協力依頼等、さまざまな手法が考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

答弁④

4点目の「周知方法について」ですが、市においては、ホームページ、広報紙「もみじだより」への複数回の掲載はもちろんのこと、「箕面くらしナビ」などのSNSの活用、民生委員児童委員にチラシを配布を依頼するなど、より広く情報提供に努めてまいります。

また、15歳から18歳までの子どもに対しては、国から高等学校等をはじめとする各種学校に対し、その保護者や子どもに情報提供される予定です。

以上、ご答弁いたします。

なお、ご質疑のうち、他部局の所管に係ります事項につきましては、健康福祉部長からご答弁いたします。

2点目に、新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援金について伺います。

この制度は、総合支援金の再貸付まで借り終わった世帯や総合支援金の再貸付を不承認とされた世帯に対し、単身者に6万円、2人世帯に8万円、3人以上の世帯に10万円を、最大で3カ月間支給するものです。

①支給対象者の要件について、お訊ねします。

各世帯の具体的な収入要件はおおよそどのようなものでしょうか。

また生活保護世帯はこの給付金支給の対象外となっていますが、支給対象の要件として「生活保護の申請を行うこと」となっています。矛盾する要件のように思われますので、分かりやすい説明をお願いいたします。

なお総合支援金の再貸付を不承認とされた世帯はどれくらいあるのでしょうか。また不承認とされた主な要因は何でしょうか。今回の制度では、不承認とされた方にも支援金を支給できることになっていますが、その要件はどのように緩和されたのでしょうか。

答弁①

(答弁者：健康福祉部長)

ただいまの中西議員さんのご質疑に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「支給対象者の要件」のお尋ねのうち、「各世帯の具体的な収入要件」についてですが、各世帯の月額収入要件は、1人世帯で123,000円、2人世帯で177,000円、3人世帯で223,000円となり、以降、世帯人数の増加によって増額します。

次に、「生活保護の申請」についてですが、支援金の給付期間中であっても就労による自立が困難であり生活の維持ができないと見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこととなっているため、支給要件の一つとして盛り込まれているものですが、詳しいことは現時点ではわかりません。なお、生活保護を受給開始すると、支援金については受給対象外となります。

次に、「総合支援資金の再貸付を不承認とされた世帯数と主な要因」についてですが、本市は貸付の認定機関ではないため、不承認となった世帯数や理由は把握できません。

次に、「総合支援資金の貸付要件がどう緩和されたのか」についてですが、本支援金は、総合支援資金の再貸付が不承認となった場合でも申請できることから、自立に向けた支援の環境が整えられたものです。

②申請者はかなり切羽詰まった経済状態に置かれていると思われそうですが、申請から、口座に振り込まれるまでのリードタイムはどれくらいを想定されているでしょうか。

答弁②

次に、2点目の「申請から口座に振り込まれるまでのリードタイム」についてですが、現時点では標準的な日数は示されておりません。

③最大で3カ月間の支給が可能である制度になっていますが、2ヶ月目以降はどのような手続きが必要でしょうか。

答弁③

次に、3点目の「2ヶ月目以降の手続き」についてですが、求職活動が支給要件となるため、面談において求職活動や職業相談等の状況を確認し、生活保護制度等支援制度の案内もあわせて行うなど、本人の状況を丁寧に聞き取りながら手続きを行ってまいります。

④この制度は、7月から8月末までという極めて短い申請期間になっています。周知方法については、どのようにされるのでしょうか。

以上、ご答弁を求めます。

答弁④

次に、4点目の「周知方法」についてですが、制度の案内について市ホームページに掲載するとともに、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や現に受けている世帯に対して、案内を行います。

以上、ご答弁いたします。